参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和6年5月22日 支出負担行為担当官 気象衛星センター所長 立川 英二

1 当該招請の主旨

本業務については、既に運用している極軌道気象衛星受信装置の保守を行うためのものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本極軌道気 象衛星受信装置の構造及び動作の詳細を熟知している法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式に よる公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1)業務名 極軌道気象衛星受信装置の保守
- (2)業務内容 気象衛星センターに設置している極軌道気象衛星受信装置の機能及び性能を維持するため、定期点検及び保守サポートにより、極軌道気象衛星受信業務の継続的な安定運用を確保する。
- (3)履行期間 令和6年6月16日から令和7年3月31日

3 業務目的

気象衛星センターに設置している極軌道気象衛星受信装置の機能及び性能を維持するため、 定期点検及び保守サポートにより、極軌道気象衛星受信業務の継続的な安定運用を確保するこ とを目的とする。

4 応募要件

- (1) 基本的要件
 - ① 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
 - ② 令和 4・5・6年度 国土交通省(全省庁統一資格)「役務の提供等」において、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
 - ③ 気象衛星センターから指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑤ 情報管理体制に関する要件 本業務で知り得た保護すべき情報(契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、当センターが保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。)を適切に管理する体制を有すること。

(2) 技術力に関する要件

当該極軌道気象衛星受信装置は、極軌道気象衛星から配信される観測データを、極軌道気象衛星受信装置で昼夜を問わず直接受信及び受信処理したデータをスーパーコンピュータシステムへ転送し、数値予報における全球モデルの初期値等に利用する重要システムであることを理解し、これら業務に支障を与えないように作業を行う技術力を有すること。

(3) 守秘性に関する要件

- ① 気象衛星センターから提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。
- ② 気象衛星センターから提供された資料は監督職員の許可を得ずに複製及び庁舎外への持ち出しをしてはならない。
- ③ 気象衛星センターの許可を受けた場合を除き、本業務の成果物を他に流用してはならない。
- ④ 気象衛星センターの許可を受けた場合を除き、本業務で知り得た情報の存在もしくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

(4)業務執行体制に関する要件

- ① 本業務を行うために必要な業務執行体制が整っていること。
- ② 本業務の執行にあたって、気象衛星センターの業務等に支障を与えないこと。
- ③ 電波法、電気設備技術基準、知的財産権法、その他関係する法令に従うこと。
- ④ 本業務を実施する技術者は、本業務における作業を行うために必要な経験を有すること。

(5)業務実績に関する要件

同種の業務を行った実績があり、文書等によりその実績を証明できること。

(6) その他

- ① 本業務に起因する故障、不具合等の障害が生じた場合は、受注者の責任において無償で直ちに修復すること。
- ② 当該極軌道気象衛星受信装置で動作するハードウェア及びソフトウェアに関わる知的財産権等を利用できる権利を有している、若しくは許可を得られること。

5 手続等

(1) 担当部局

∓204-0012

東京都清瀬市中清戸3-235 気象衛星センター総務部会計課

電話 042-493-4964

E-mail: eisei_kaikeika@met.kishou.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和6年5月22日から令和6年6月10日まで (1)に同じ。 なお、公募説明書等は電子データで交付するので、電子記憶媒体 (CD-R等) を持参すること。

(3) 参加意思確認書等の提出期限、場所及び方法 令和6年6月11日16:00まで (1) に同じ。 持参、郵送(書留郵便に限る。) すること。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1) に同じ。
- (3) 一般競争方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 令和 4・5・6年度 国土交通省(全省庁統一資格)「役務の提供等」において関東・甲 信越地域の競争参加資格の認定を受けていない場合でも5(3)により参加意思確認書を 提出することができるが、本件が一般競争入札による公告を行うこととなった場合で該当 入札の競争参加資格確認を行う場合には当該有効資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。